

## 男女共同参画フォーラム 参加者募集

県では、8月1日を「みやぎ男女共同参画の日（愛称：みやぎパートナーズデー）」と制定して、毎年県内各地でフォーラムを開催してきました。男女共同参画社会づくりへの意識の高揚と理解を深めていくために、内閣府と共催で「男女共同参画フォーラム2008inしろいし」を開催します。

【日時】 8月2日（土）  
午後1時～4時50分

【場所】 白石市文化体育活動センター  
White CUBE  
（白石市鷹巣東二丁目1番1号）

【テーマ】  
ワーク・ライフ・バランスで広げませんか？あなたの生活

### 【内容】

①基調講演  
▶講師＝中央大学文学部 山田昌弘教授▶テーマ＝21世紀の家族の姿 ～「家族」から読み解く男女共同参画～

②パネルディスカッション  
▶テーマ＝ワーク・ライフ・バランスで、家庭も地域ももっと元気に！▶コーディネーター＝東北学院大学法学部 高木龍一郎教授

▶パネリスト＝小泉知加子さん（女性起業家を応援する新聞マガジン「わんからっとL」編集長）、立田ふち子さん（白石まちづくり（株）事務局）、長原博さん（NEC トーキョー（株）取締役人事総務部長）

③イラスト・まんがコンクール表彰式など

【申込方法】  
電話、ファクシミリ、郵送  
※ファクシミリ、郵送の場合は、住所、氏名、電話番号を記入の上、男女共同参画フォーラムinしろいし参加希望と明記してください。

【申込期限】 7月18日（金）  
【その他】 託児ルームあり（1歳児以上未就学児まで先着10人、事前

に申し込みが必要）  
【申し込み・問い合わせ】  
企画部市民活動支援課  
市民協働推進係  
〒987-0511  
登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1  
☎ 0220 (22) 2173  
FAX 0220 (22) 9164

## 都市計画に関する マスタープランの公表について

市では、平成17年度から策定を進めてきた「都市計画マスタープラン」、「都市交通計画マスタープラン」を策定しました。

両マスタープランは、おおむね20

年後の望むべきまちづくりの将来像を描き、その実現に向けた方針について計画したものであり、現在検討を進めている都市計画区域や街路の見直しなどに活用することとしています。今後は、市民皆さんと行政の共通の指針として、まちづくりを進めていきます。

【公表する関係資料】  
▶登米市都市計画マスタープラン  
▶登米市都市交通計画マスタープラン

【公表場所】  
▶建設部都市計画課（市役所中田庁舎2階）  
▶市ホームページ

【問い合わせ】  
建設部都市計画課 都市計画係  
☎ 0220 (34) 2446

## 米粉を使ってみませんか

市では、わたしたちの主食である米に注目し、米の消費拡大と最近の食文化を見直す取り組みとして、一般家庭や各施設などで米粉の利用拡大を進めています。市民皆さんに米粉を知ってもらい、米粉に触れ、そして米粉を使ってもらうため、料理講習会などへ米粉やその他の材料費の一部を次のとおり助成します。

【対象者】 市民または市内の各施設（給食やおやつなどを提供する福祉施設、飲食店など）

【対象事業】  
①市民を対象とした料理講習会・勉強会への米粉および材料費助成  
②各施設での料理講習会・勉強会への米粉およびその他材料費助成  
③市で進める米粉普及の考えに賛同し、米粉料理の考案や商品化を希望する施設などへの試作用米粉を助成

【助成内容】  
①対象事業の①、②については、米粉5kgと一人当たり300円以内で材料費を助成。また、講師についても市で依頼し、謝金を市が負担します。  
②対象事業の③については、米粉20kg以内を助成（1施設1回に限る）

【事業期間】 8月31日（日）まで  
※米粉を準備する都合上、早めの申し込みをお願いします

【申込方法】 産業経済部農産園芸畜産課（市役所中田庁舎2階）にある米粉普及推進事業実施計画書に、開催（使用）希望日、使用場所、参加人数などの必要事項を記入し、同課へお申し込みください。また、料理講習会や勉強会、試作用米粉の使用後は、材料費の領収書や料理の写真、講習会の写真などを添付し、報告書を提出していただきます。

【今後の取り組み】 市内全域で米粉の普及を進め、米粉を手軽に購入し使用できる体制を整備していきます。

【申し込み・問い合わせ】  
産業経済部農産園芸振興課 園芸振興課係 ☎ 0220 (34) 2713

## 国民年金だより

### 保険料の納付が困難な人へ ～7月は免除申請の時期です～

所得が少ないなどで国民年金保険料の納付が経済的に困難なときは、本人の申請手続きにより保険料の納付が免除される制度があります。平成20年7月以降の期間の免除申請については、平成19年の所得をもとに審査されることになります。

これまで保険料の全部または一部が免除になっていた人も、承認期間が6月で終了することになります。7月以降免除を希望するときは、改めて申請の手続きをしてください。30歳未満の人に適用される「若年者納付猶予制度」も同様です。

また、以前に申請したときに却下になった人でも、7月以降は所得の審査対象となる年が変わりますので、承認を受けられることがあります。

### ◆世帯構成別の所得の「目安」 (単位：万円)

世帯構成	全額免除 若年者納付猶予	一部納付		
		1/4納付	半額納付	3/4納付
4人世帯 (夫婦、子ども2人)	162 (257)	230 (354)	282 (420)	335 (486)
2人世帯 (夫婦のみ)	92 (157)	142 (229)	195 (304)	247 (376)
単身世帯	57 (122)	93 (158)	141 (227)	189 (296)

※「目安」であり、実際の基準は、所得の内訳や控除額、扶養構成などの条件によって変わります。  
※免除申請は本人、配偶者、世帯主の前年所得が、若年者納付猶予は本人、配偶者の前年所得がそれぞれ一定額以下の場合に該当します。

免除申請（若年者納付猶予）は、各総合支所市民福祉課で受け付けをしています。前年の所得を基準として審査されますので、前年の所得を申告していない人は申告が必要です（無収入の場合も含む）。転入してきた人の場合、前住所地から所得証明などを取り寄せていただくことがあります。

申請が遅れると、その間の事故や病気について、障害基礎年金などの給付が受けられないことがあります。早めに手続きをしましょう。

これまで全額免除または若年者納付猶予の承認を受けていた人で、申請の際に免除の継続を希望した人は、申請がなくとも継続審査を行い、結果が通知されます。

申請書にある継続の希望欄の「はい」に丸をしていた人でも、失業などの理由で特例により承認になった人や、一部納付（1/4納付、半額納付、3/4納付）に該当した人などは、継続の対象となりませんのでご注意ください。

【問い合わせ】 市民生活部国保年金課 ☎ 0220 (58) 2166  
古川社会保険事務所国民年金保険料課 ☎ 0229 (23) 1203

## 7月から火災発生の際、防災無線でお知らせします

7月から、市内で火災が発生した際には、市消防防災センターから火災発生町域ごとに、防災無線でサイレンを鳴らすとともに、どこでどのような火災が発生したのかを24時間体制でお知らせします。

◆災害時問い合わせ ☎ 0180 (992) 099

【問い合わせ】 市消防本部警防課 ☎ 0220 (22) 1901

## 暮らし の情報

### 使わなくなった「入れ歯」 回収にご協力を

市社会福祉協議会では、使わなくなった入れ歯の回収を行っています。

回収された入れ歯は、特定非営利活動法人日本入れ歯リサイクル協会（埼玉県）に送られ、専門の業者が入れ歯に含まれる金やパラジウム合金、銀、銅などの希少金属を精製します。これらから得られる収益金はユニセフ（国際連合児童基金）に寄付されるほか、市社会福祉協議会にも寄付されるので、市内の社会福祉事業に活用することとしています。

### 【入れ歯回収ボックス設置場所】

市内各総合支所

### 【問い合わせ】

▶市社会福祉協議会本部  
☎ 0220 (21) 6310  
▶市福祉事務所長寿介護課  
☎ 0220 (58) 5551

### 視覚障害者 緊急生活相談会

県地域生活支援事業の一環として、目の見えにくい人とその家族を対象に生活相談会を開催します。

【日時】 7月21日（祝）  
午前11時～午後3時

【場所】 迫にぎわいセンター

【内容】 目の見えにくい人とその家族の相談会、福祉機器の展示

### 【問い合わせ】

県視覚障害者福祉協会（担当：星）  
☎ 022 (257) 2022